

綾瀬市中小企業原材料価格等高騰対策臨時給付金

- 令和4年7月11日より受付開始 -

■概要

原油・原材料価格の高騰や必要な物資の供給制限などを起因とした、原材料価格や燃料費等の上昇などの影響を受けている市内中小企業者（個人事業主含む）に対して、事業の継続に繋げるために本市独自の給付金を給付します。

※いわゆる「みなし大企業」は給付対象者から除きます。

■給付対象者

①令和4年4月期から8月期のいずれかの月の1か月の売上総利益率が前年同月期、又は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の年にあたる令和元年、2年のいずれかの同月期と比較して10%以上減少した市内中小企業者（個人事業主を含む）

◆事業開始から1年未満のため上記の比較ができない場合は「創業後、令和4年8月期までのいずれかの2か月を比較」

②市税（申請日時時点で納期限を到来しているもの）を完納している者

③綾瀬市暴力団排除条例に掲げる暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当しない者

④破産法に基づく破産手続開始の申し立てをしていない者

⑤今後も事業を継続する意思がある者

■給付金額

令和元年度等の月次売上高に応じた次の区分により給付します。

区分	給付金額
1,000万円以上	50万円
500万円以上～1,000万円未満	30万円
500万円未満	10万円

■申請方法

令和4年7月11日から令和4年9月30日までに所定の「申請書」「計算書」「誓約書」及び「請求書」（綾瀬市ホームページよりダウンロード可）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて直接又は郵送（消印有効）にて提出してください。

【添付書類】

①令和元年度の決算書

※1 創業開始時期により、令和元年度の決算書が提出できない場合は、創業開始後提出可能な決算期（令和2年又は令和3年）の決算書

※2 創業開始時期により、決算書の提出ができない場合は、原則、連続する12か月の月次決算書を提出

※3 創業開始時期により、12か月の月次決算書が提出できない場合は、令和4年8月期までの月次決算書を提出

②請求書に記載した振込先の内容がわかる書類（通帳の写し等）

※口座名義、金融機関名、預金種類、口座番号等が記載されているもの

裏面の内容もご確認ください

■不正受給について

給付要件を満たさないことを認識して申請した場合には、不正受給となります。

不正受給の一例

- ①申請書類に記載する売上高のほか、給付金額の区分根拠となる令和元年度等の月次売上高などを偽って申請する。
 - ②事業所が市内にないにも関わらず申請する。
 - ③休業等により、事業を実施していなかったにも関わらず申請する。
- 上記以外でも、虚偽申請による不正受給は犯罪になります。

■申請書類提出先・お問合せ先

提出先

(郵送)

〒252-1192 綾瀬市早川550番地

☞ (製造業以外の方) 商業観光課 宛 / ☞ (製造業の方) 工業振興企業誘致課 宛

(直接)

綾瀬市役所5階 臨時給付金特設窓口へ提出書類を揃えて持参してください。

専用コールセンター

◇電話 0467-70-5687 ◇受付時間 午前8時30分～午後5時まで(土日祝日を除く)

担当課

◇商業観光課 (製造業以外の方)

電話 0467-70-5685 / メール wm.705685@city.ayase.kanagawa.jp

◇工業振興企業誘致課 (製造業の方)

電話 0467-70-5661 / メール wm.705661@city.ayase.kanagawa.jp

■綾瀬市役所ホームページ QRコード

QRコードから直接「中小企業原材料価格等高騰対策臨時給付金」のページにアクセスするか、本市ホームページ内から当該臨時給付金をページ検索してください。

〔QRコード〕



〔市ホームページ〕

→ ページ検索に「中小企業原材料価格等高騰対策臨時給付金」と入力

🔍

→ 「事業所向け>融資・補助金・給付金等>原材料価格等高騰対策」の順にホームページの階層に沿って検索

■お知らせ

この臨時給付金は課税の対象となります。

詳しくは、税務署までお問い合わせください。

■大和税務署

〒242-8567

大和市中央5丁目14番22号

電話番号 代表 046-262-9411 (自動音声でご案内します)

※電話番号をお確かめの上、お間違えのないようお願いいたします。